

新型コロナウイルス感染症に伴う売買取引方法の変更について

日頃、当市場の運営につきまして、ご理解とご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス対策の特別措置法に基づく緊急事態宣言について、4月17日に対象地域が全国に拡大されました。

つきましては、安全・安心な生鮮食料品等の安定供給を維持し、今後の感染拡大を防止するため、売買取引の方法を次のとおり変更しますので御協力をお願いします。

記

1 売買取引方法の変更

多人数が集まり、飛沫感染等の恐れがある「せり取引」について、濃厚接触を回避するため、業務規程第37条及び相対取引に関する要領第2に基づき、取扱品目によってはせり取引から相対取引に変更になります。

2 変更期間

5月6日（水）までとし、感染の状況により短縮又は延長することとします。

3 その他遵守事項

- (1) 市場内では、マスクもしくはマスクに準ずるもの（タオル等）を着用し、咳エチケット、手洗い、消毒にご協力をお願いします。
- (2) 食品の汚染防止のため、できる限り素手で直に生鮮食料品に触れないようお願いします。
- (3) 発熱、咳などの症状のある方は、入場せず、休ませるなどの対応をお願いします。